

## 第5章 重点整備地区の区域の設定、生活関連施設及び生活関連経路等の選定

### 1. 重点整備地区の要件

バリアフリー新法は「高齢者や障害者等の移動及び施設の利用上の利便性の向上を促進する」ことを目的としており、重点整備地区は「生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設及びその他の施設）の所在地を含み、かつこれらの施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること」と規定しています。

なお、重点整備地区の要件等がバリアフリー新法において次のとおり定められています。

#### 【重点整備地区の要件】

- ◆生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
  - ◇生活関連施設のうち、特定旅客施設や官公庁施設、福祉施設などの特別特定建築物がおおむね3以上あること
  - ◇地区の面積はおおむね400ha未滿
  - ◇施設間の移動が通常徒歩で行われる範囲
- ◆移動等円滑化の事業実施が特に必要な地区
  - ◇高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の実態と将来の方向性、実現可能性からみて、事業実施の必要性が特に高い地区であること
- ◆総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
  - ◇高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会、勤労の場の提供等、都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区であること
- ◆境界の設定
  - ◇重点整備地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めること

※特定旅客施設：1日当たりの乗降客数が5,000人以上の鉄道駅など

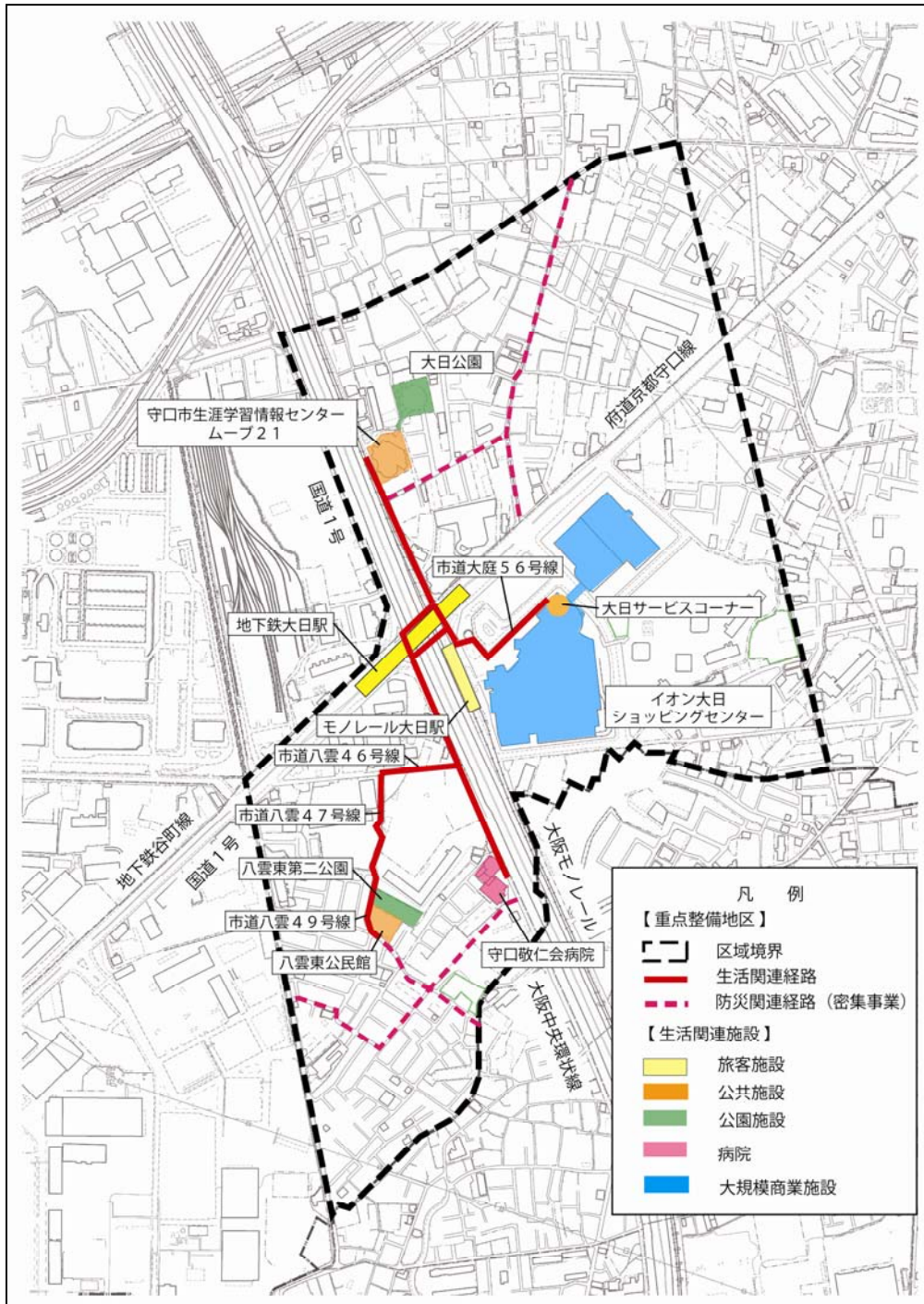
※特別特定建築物：不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物

## 2. 重点整備地区の区域の設定

守口市内では、すでに京阪滝井駅周辺地区、京阪守口市駅周辺地区、京阪西三荘駅周辺地区、京阪土居駅周辺地区の4つの重点整備地区があります。

今回の大日交差点周辺地区バリアフリー基本構想における重点整備地区の位置は、国内の大動脈である国道1号と大阪府下の大環状道路である大阪中央環状線とが交差する下図の区域（約67ha）としました。

また、この大日交差点の地下には、国土交通省大阪国道事務所の大日地下道、大阪市交通局の地下鉄谷町線大日駅、地上には大阪高速鉄道(株)の大阪モノレール線大日駅が開設されています。



### 3. 生活関連施設及び生活関連経路等の選定

#### (1) 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、多数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設となる鉄道駅や官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等です。また誰もが日常的に利用する官公庁施設、商業施設や、主として高齢者、障害者等が利用する福祉施設等を特別特定建築物と位置づけています。また、都市公園、路外駐車場等も対象となります。

これらに該当する施設から優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある施設を生活関連施設として選定します。

##### ① 特定旅客施設

特定旅客施設に該当する「地下鉄谷町線大日駅」「大阪モノレール線大日駅」を選定しました。

##### ② 特別特定建築物

特別特定建築物に該当する不特定多数の者が利用する施設として、次の施設を選定しました。

○守口市生涯学習情報センター“ムーブ21”

○八雲東公民館

##### ③ 都市公園

都市公園のうち次の施設を選定しました。

○大日公園

○八雲東第二公園

#### (2) 生活関連経路等の選定

生活関連経路は生活関連施設を相互に結ぶ経路であり、道路、駅前広場、通路などが対象となります。本基本構想では、生活関連施設である地下鉄谷町線大日駅、大阪モノレール線大日駅、守口市生涯学習情報センター“ムーブ21”、八雲東公民館に加え、特に日常多くの人々が利用すると考えられるイオン大日、守口敬任会病院を結ぶ経路を選定しました。

#### 《生活関連経路》

○国道1号

○大日地下道

○大阪中央環状線

○市道八雲46号線

○市道八雲47号線

○市道八雲49号線

○市道大庭56号線